

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 12 日

都道府県下水道担当課長	殿
政令指定都市下水道担当部長 (上記、各地方整備局等経由)	殿
市町村下水道担当部長・課長 (上記、各都道府県経由)	殿
日本下水道事業団事業調整課長	殿
都市再生機構下水道担当課長	殿

国 土 交 通 省 水 管 理 ・ 国 土 保 全 局
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

下水道工事における安全対策の徹底（その 2 の 2）について (令和 7 年 7 月 25 日宮城県仙台市発注の工事に伴う死亡事故)

本年 7 月 25 日、宮城県仙台市発注の雨水管工事において、作業員 2 名が密閉された立坑内で発動発電機を使用し排水作業を実施していたところ、作業員(A)が排水先の状況を確認するために立坑内の梯子を上っている途中で立坑下に落下、作業員(B)も体調不良を訴え、2 名とも緊急搬送されましたが、作業員(A)については、頸椎損傷により死亡、作業員(B)は、一酸化炭素中毒と診断される事故が発生しました（令和 7 年 7 月 31 日付国土交通省事務連絡「下水道工事における安全対策の徹底（その 2）について」参照）。

事故原因等を確認した結果、以下の点について安全対策の不備がありました。

- ・換気をせずに、閉鎖空間での発動発電機の使用により一酸化炭素が充満したこと。
- ・立坑内の昇降時に、墜落制止用器具を使用しなかったこと。

事故原因等を受けまして、別紙のとおり再発防止策をまとめました。

各下水道管理者におかれましては、引き続き工事現場へのパトロールを通じ、施工計画書等に基づく作業手順とおりの施工や安全管理の徹底を確認するとともに、当該再発防止策も参考として安全管理に対する指導を再度徹底することで受注者の安全意識の醸成を図り、事故の未然防止に努めていただくようお願いします。

【事故発生状況】

No.2立坑（深さ約17m）に設置してある排水ポンプの稼働状況が悪く点検が必要であったが、昼間は覆工板を開口できない場所であるため、下流の公園内に設置してあるNo.3立坑から作業員2名(A・B)が発動発電機と水中ポンプを持ち込み入坑した。

推進管（Φ1800mm）の中を約310m歩き、No.2立坑で排水作業を行い、ポンプの稼働状況を確認していた作業員1名(A)が梯子から立坑下に落下した（落下高さ不明）。立坑下に残った作業員1名(B)は、気分が悪くなり体調不良を訴えた。

通報を受けた救急隊により救助・救急搬送され、1名(A)は頸椎損傷により死亡、1名(B)は一酸化炭素中毒が確認された。

【事故発生原因】

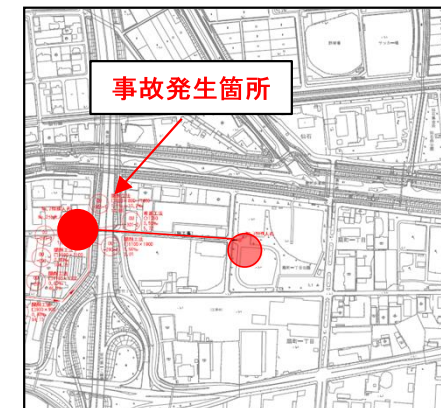
- ・換気をせずに、閉鎖空間で発動発電機を使用したことで一酸化炭素が充満した。
- ・立坑内の昇降時に、墜落制止用器具を使用しなかった。

【再発防止策】

- ・有毒ガスに関する安全教育を実施し、坑内では常時換気しながら作業を行う。
- ・立坑内の昇降時は墜落制止用器具を使用することを徹底する。

【位置図】

別紙



【状況図】

